

# 高額療養費の取り扱いが変わります

問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130

4月1日(日)から、外来診療の高額療養費の取り扱いが変わります。限度額適用認定証を提示すると、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

**これまで**  
高額な外来診療を受け、窓口の自己負担がひと月の限度額以上になった場合でも、いったんその額を支払わなければなりませんでした。



**4月から**  
限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。  
※同一の医療機関に限ります。

## 70歳未満の方

区分	自己負担限度額		病院や薬局で提示するもの
	3回目まで	4回目から	
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円	保険証 + 限度額適用認定証
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

## 70歳以上の方

区分	自己負担限度額		病院や薬局で提示するもの
	外来	外来+入院	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※4回目からは44,400円	●国保の方は 保険証+ 高齢受給者証
一般	12,000円	44,400円	●後期の方は 保険証
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	保険証 + 限度額適用認定証
	区分Ⅰ	8,000円	

※現役並み所得者と一般の方は、限度額適用認定証は必要ありません。

限度額適用認定証をもらうにはどうしたらいいの？

▼  
住民課戸籍保険グループの窓口で申請をしてください。その場で限度額適用認定証をお渡しします。

申請に必要なものは何？

▼  
保険証と印鑑が必要です。

すでに限度額適用認定証を持っているけれど、申請は必要なの？

▼  
必要ありません。お持ちの限度額適用認定証をそのままお使いください。



▷ 限度額適用認定証 (例)

70歳未満の方

70歳以上で国保に加入している方

後期高齢者医療保険に加入している方

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度ニュース

## 募集 運営協議会委員

問合せ 住民課戸籍保険グループ  
☎76・2130  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011・290・5601

北海道後期高齢者医療広域連合は、制度の運営に関する重要事項を審議する運営協議会委員を募集しています。

**資格** 20歳以上の方

※議員や公務員を除く

**募集人数** 5人

**任期** 7月1日(日)から2年間

**報酬** 運営協議会1日につき5

000円、交通費

**応募方法** 次の書類を住民課に

提出してください。

①応募用紙（用紙は住民課にあります）

②「高齢者の健康と医療制度」

をテーマにした小論文

締切 4月27日(金)

選考方法 選考委員会を設置し、小論文などにより総合的に選考します。

## 知って納得! 医療制度説明会

問合せ 住民課戸籍保険グループ  
☎76・2130

新十津川町、滝川市、赤平市、歌志内市が、共同で後期高齢者医療制度の説明会を開催します。

**日時** 4月10日(火)13時～15時

**場所** 滝川市役所

**内容** 後期高齢者医療制度の概要、平成24～25年度の保険料

率

参加料 無料

## 自己負担1割を据え置き 70歳以上の国保で

70歳から74歳までの方の医療機関での自己負担は、平成20年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成24年3月までは1割に据え置かれていました。

この据え置きは、さらに平成24年4月から平成25年3月までの1年間においても継続することとなりました。※すでに3割負担となっている方や後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

### 高齢受給者証の更新

一部負担金の割合欄に「2割(平成24年3月31日までは1割)」と書かれている高齢受給者証は、負担割合が変更になりますので更新します。

該当者には、新しい高齢受給者証を3月中旬に郵送します。届きましたら、現在の高齢受給者証は破棄してください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ  
☎76・2130

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
住所	性別 男・女
氏名	氏名
生年月日	昭和 年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日

「2割(平成24年3月31日までは1割)」と書かれている方に、新しい受給者証を郵送します。